

静岡県訓令甲第6号

本 庁
出先機関

静岡県処務規程（昭和33年静岡県訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。

令和元年7月1日

静岡県知事 川 勝 平 太

様式第3号、様式第3号の2及び様式第4号から様式第7号までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

- 1 この訓令甲は、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成30年法律第33号）の施行の日（令和元年7月1日）から施行する。
- 2 この訓令甲の施行の際現に改正前の静岡県処務規程（以下「改正前の訓令甲」という。）の様式により提出されている申請簿は、改正後の静岡県処務規程の相当する様式により提出された申請簿とみなす。
- 3 この訓令甲の施行の際現に改正前の訓令甲の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。